

南阿蘇村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

南阿蘇村教育委員会

目 次

1.	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	4
5.	関連する取り組み、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受け、教育環境の整備の一環として、「学校における働き方改革」を推進することで、教育職員のライフ・ワーク・バランスの充実を図り、教職員の負担軽減と児童生徒と向き合う時間の確保を目指すとともに休暇取得の推進や時間外勤務時間の縮減を進め、持続可能な教育活動・学校運営を実現する。

さらに五者（学校、家庭、子ども、行政、地域）連携した「地域とともにある学校づくり」を推進し、働き方改革を推進していくことにより、教育職員のウェルビーイングの向上につなげていくなど、業務量・健康確保の適切な管理について本計画に則り、推進していくものである。

(2) 南阿蘇村の現状

○南阿蘇村では、学校の教育職員の在校等時間の上限を原則として、年 360 時間以内、月 45 時間以内と定め、教育職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

○こうした取り組みの結果、南阿蘇村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は次のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 35.4 時間	28.6%	4.5%
中学校	月 25.0 時間	17.0%	1.8%

○時間外在校等時間が 45 時間を上回る割合が小学校では 28.6%、中学校では 17.0%となっており、月 80 時間を上回る割合は小学校で 4.5%、中学校で 1.8%であった。要因として事務的な業務量の増大が挙げられるが学校教育職員の担うべき業務に専念できる環境を整備することで教育職員の働きやすさと働きがいとを両立するとともに教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目 標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1 ヶ月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・1 年間における 1 ヶ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 3%まで減少させる。
- ・教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度とする。

(但し、毎年度検証し、指標の見直しを行うものとする。)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

南阿蘇村では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等における学校での対応が困難な事案への対応

- ・教育委員会と学校が連携を図りながら弁護士等の専門家を活用し、当該苦情等においてサポートを充実させる。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・校務支援システム等の機能活用により、調査等の回答に係わる事務負担を軽減していく。

イ ICT 機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と学校が連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となっており、一体的な保守・管理体制を整える。

ウ 部活動

- ・令和 8 年度からの実行期間において、休日の全ての部活動の地域展開を推進する。
- 平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する、学習支援員や教員業務支援員の効果的な活用を推進する。
 - ・ＩＣＴ等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。
- イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ① １ヶ月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ② 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ③ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ④ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で今度導入を予定している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見ら

れるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の関係機関等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。